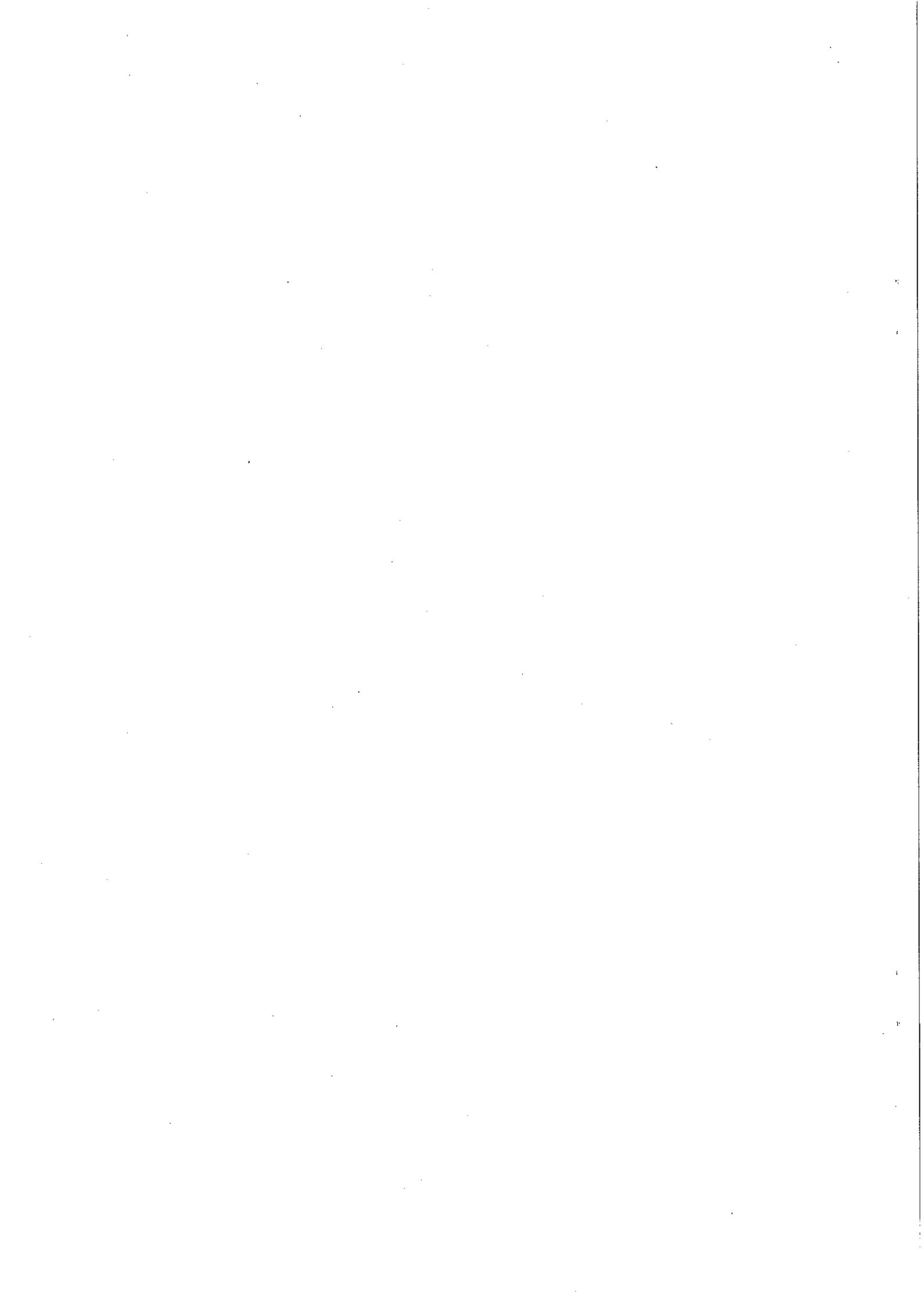


平成 27 年 6 月 8 日

市議会臨時会提案説明

(報告第 6 号～報告第 14 号)



それでは、上程の報告9件について、ご説明申し上げます。

まず、報告第6号「平成26年度一般会計繰越明許費繰越計算書」につきましては、国の地方創生事業に基づく緊急支援交付金を財源として、先の3月定例会で、平成26年度一般会計補正予算第8号として計上しましたプレミアム商品券を発行する地域商業活性化支援事業費など、15事業を繰り越しますほか、社会保障・税番号システムの構築に伴う整備費及び特別会計繰出金5事業など、26事業を繰り越すものであります。

いずれも、次年度でその完成、完了を図るべく繰越明許費を設定したものであります。

次に、報告第7号「平成26年度国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書」乃至報告第9号「平成26年度後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越計算書」につきましては、いずれも、各特別会計における社会保障・税番号制度のシステム構築に伴う整備費を繰り越すものであります。

いずれも、次年度でその完成、完了を図るべく繰越明許費を設定したものであります。

次に、報告第10号「平成26年度水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、遠方監視制御設備更新工事において精算時期の見直しや、配水管布設替工事において関連工事の発注時期との整合を図ったことから、それぞれ地方公営企業法第26条の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、報告第11号「平成26年度下水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、社会資本整備総合交付金事業及び防災・安全社会資本整備交付金事業等において、関係機関との調整に日数を要したことから、それぞれ地方公営企業法第26条の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、報告第12号「地方独立行政法人桑名市総合医療センターの経営状況に関する書類の提出」につきましては、桑名市総合医療センターの平成27年度の事業計画に関するものであります。

主な内容を申し上げますと、重点的に取り組む医療としては、地域における周産期医療の拠点として、高度医療及び新生児医療の提供体制づくりを引き続き進めるほか、今年度中のNICU(新生児特定集中治療室)施設基準の取得を目指すことが示されております。

また、地域医療連携の推進につきましては、地域の中核病院としての役割から、他の医療機関との機能分担と連携を強化するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅患者の急変時には受け入れるよう努め、急性期病院として在宅医療の支援を行うことが計画されています。

法人の運営管理体制といたしましては、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、評価委員会による業務実績の評価及びそれを踏まえた業務運営の改善指摘に基

づき、継続的な改善のもとでの業務運営を実施するとされています。

次に、報告第13号及び第14号の「専決処分の報告」につきましては、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項として指定されている、公用車による事故に係る損害賠償について専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

職員の安全運転の啓発、再発防止に努めてまいりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

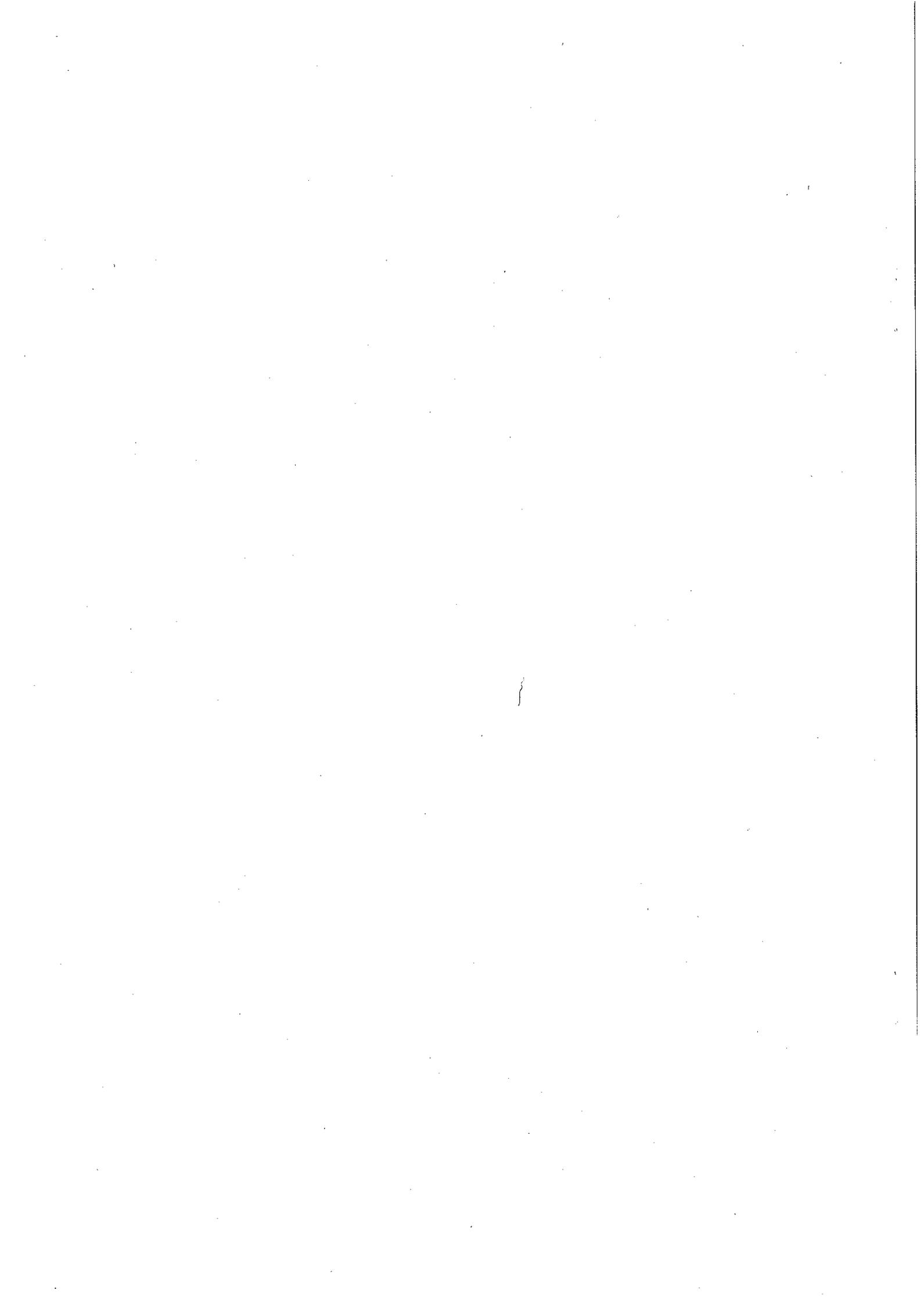
以上、報告9件についてご報告申し上げます。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 6 月 8 日

市議会臨時会提案説明

(議案第 58 号～議案第 64 号)



本日は、市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、先般、全員協議会でご報告申し上げましたとおり、桑名市総合医療センターにおいて、昨年12月、3工種に分けての分離発注方式による新病院整備事業に係る入札が行われましたが、3工種とも不調という結果でございました。

その後、現計予算を基本としながら、設計の見直しも含め、あらゆる可能性を追求して、最低価格を提示した事業者と総合医療センターとの間で、協議が進められてきました。

また、医療機能を下げることなく建設費を縮減するため、事業者から具体的な提案を受け、設計会社も含め、総合医療センターと市において、慎重に協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、現計予算のままで大幅な設計見直しを行い、工事契約をすることは、相当な時間を要するため、病院の経営上、困難と判断した総合医療センターから、「事業費の増額」と「工事期間の見直し」の申し入れがありました。

市といたしましても、必要となる予算を1日も早く計上し、新病院の建設に着手するため、臨時会の開催をお願いすることといたしました。

公共事業を取り巻く環境の大きな変化とは言え、事業費の増額、開院時期の延期をお願いすることにつきましては、新病院の整備に大きな期待を寄せていただいている議員の皆様をはじめ、市民の皆様、関係者の皆様には、たいへん申し訳なく思っております。

新病院整備事業は、桑名市政の最重要施策の一つであります。議員の皆様には、新病院の早期開院に向けて、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、新病院整備事業に係る議案のほか、専決処分に関する議案5件と報告9件を併せて提案させていただいておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、上程になりました諸議案につきまして、その概要を順次、ご説明申し上げます。

議案第58号乃至議案第62号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

まず、議案第58号「平成26年度一般会計補正予算（第9号）」でございますが、歳入から申し上げますと、地方交付税など毎年、年度末の3月に交付される株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、地方交付税等、各種交付金等の項目に関して、整理をいたしました。

一方、歳出では、3月補正予算の調製後に申し出のありました退職者4名の退職金を計上しましたほか、起債等の財源更正を行ったもので、それぞれ、額が確定する時期の関係で、専決処分とさせていただいております。

次に、議案第59号「桑名市市税条例等の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法の一部が改正され、4月1日から施行されることとなったため、専決処分を行ったものです。

内容といたしましては、個人住民税における住宅ローン減税措置の適用期限の延長、ふるさと納税の申告手続きの簡素化、固定資産税の負担調整措置の延長、軽自動車税の税率の特例など、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第60号「桑名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、市税条例と同様に、地方税法の一部が改正され、4月1日から施行されることとなったため、専決処分を行ったものです。

内容といたしましては、固定資産税と同様に都市計画税の負担調整措置についても延長するなど、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第61号「桑名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、市税条例と同様に、地方税法の一部が改正され、4月1日から施行されることとなったため、専決処分を行ったものです。

内容といたしましては、国民健康保険税の医療給付費課税額に係る課税限度額等の引き上げなど、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第62号「桑名市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、「桑名市市税条例等の一部を改正する条例の制定」の軽自動車税の税率の特例で、小型特殊自動車を含めたものに改めるため、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第63号「平成27年度一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

今回の補正では、桑名市総合医療センターの新病院整備事業の見直しにより、債務負担行為の追加と廃止を行うとともに、平成27年度当初に計上いたしました予算額を補正するものであります。

まず、債務負担行為の補正では、平成27年度から平成30年度にかかる新病院整備費の債務負担行為として、「合併特例事業債を財源とする病院整備費」については、34億370万円、「桑名市総合医療センター施設整備等貸付事業特別会計繰出金」については、5億7,817万1千円を新たに設定し、平成25年度に設定しましたそれぞれの債務負担行為については、廃止いたします。

次に、平成27年度歳入歳出予算の補正につきましては、合併特例事業債を財源とする総合医療センターへの出資金を、現在の7億7,470万円から6億5,500万円減額し、補正後の額を1億1,970万円といたします。

また、一般会計から特別会計に繰り出して、総合医療センターへ貸付を行います「特別

会計繰出金」につきましては、財政調整基金から繰り入れて、現計予算に2万5千円を増額し、補正後の額を102万5千円といたします。

次に、議案第64号「平成27年度地方独立行政法人桑名市総合医療センター施設整備等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

まず、債務負担行為の補正につきましては、平成27年度から平成30年度までの債務負担行為として、「病院事業債等を財源とする事業統合費等貸付金」については、107億8,947万1千円、平成27年度から平成29年度までの債務負担行為として、「地域医療再生臨時特例交付金を財源とする事業統合費等交付金」については、20億4,797万7千円を新たに設定し、平成25年度に設定しましたそれぞれの債務負担行為については、廃止いたします。

次に、歳入歳出予算の補正につきましては、病院事業債などを財源とする「事業統合費等貸付金」を、現在の23億2,440万4千円から19億6,487万5千円減額し、補正後の額を3億5,952万9千円といたします。

また、地域医療再生臨時特例交付金を財源とする、「事業統合費等交付金」につきましては、現在の17億7,781万5千円から15億5,281万5千円を減額し、補正後の額を2億2,500万円といたします。

以上、上程の各案件につきまして、大要をご説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

